

株式会社メディネット

定 款

平成 7年10月 7日 作成
平成 7年10月 9日 公証人認証
平成 7年10月17日 会社設立
平成12年12月14日 変更
平成13年 7月 9日 変更
平成13年12月21日 変更
平成14年12月20日 変更
平成15年 3月17日 変更
平成15年 5月 1日 変更
平成15年12月24日 変更
平成16年 1月20日 変更
平成16年12月21日 変更
平成18年12月20日 変更
平成21年12月22日 変更
平成22年 1月 6日 附則削除
平成25年10月24日 変更
平成25年12月19日 変更
平成26年 4月 1日 附則削除
平成30年12月20日 変更
令和元年 6月 1日 附則削除
令和 4年12月15日 変更
令和 5年 3月16日 附則削除

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社メディネットと称し、英文では MEDINET Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 先端医療技術の開発、治療用細胞加工等の細胞医療事業及びこれらの関連事業
2. 生体組織、細胞の培養・加工・品質検査・保管管理・物流事業及び輸出入・販売
3. バイオテクノロジー研究開発受託及び技術指導
4. 工業所有権、ノウハウ、システム技術の取得、企画、保全及び利用並びにこれらの仲介
5. 特許ライセンス取得及び技術指導の仲介事業
6. 医薬品、再生医療等製品、臨床検査、医薬部外品及び化粧品の開発、製造、輸出入、販売及びこれらの受託
7. 医療用具の開発、製造、輸出入及び販売
8. 分析用試薬、分析機器及び検査機器の開発、製造、輸出入及び販売
9. 特定保健用食品、健康食品及び特定機能性食品の開発、輸出入及び販売
10. 情報システム的设计・開発、情報通信ネットワークの構築並びに情報提供、情報処理サービス事業
11. 医療機関の経営に関する総合コンサルタント業務
12. 学会、研究会、セミナーの企画、運営、広報の受託事業
13. 書籍の企画、翻訳、編集、制作、出版
14. 労働者派遣事業
15. 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理店業
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合は、いつでも招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表取締役が招集し、議長となる。

- ② 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- ③ 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 代理人によって議決権を行使する場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、代表取締役が招集し、議長となる。

- ② 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ③ 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ④ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ⑤ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議等)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合に、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者も含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第 423 条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第 329 条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者も含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第40条 当社は、株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主もしくは登録株式質権者(以下、「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。

- ② 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の株主等に対して剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の株主等に対して、金銭による剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。